

一人ひとりが輝くまち ⑬

2003~2012
国連識字の10年

みえての人々に教育を

日常生活から学ぶ

ノーマライゼーション

〜ともに生きる社会をめざして〜

「ノーマライゼーション」という言葉を聞いたことがありますか。地域社会において、高齢者も子どもも、男性も女性も、障害のある人もない人も、すべての人が自分の意志や価値観に基づいて普通に暮らせる社会を実現する活動を「ノーマライゼーション」といいます。

市では、障害があっても高齢でも「ひとりの市民として普通に暮らせるまちづくり」を基本理念に、「ノーマライゼーション」の実現に向けさまざまな取り組みを行なっています。

障害者や高齢者が地域で自立して、また安心して暮らせるよう、道路や施設などのバリアフリー化、障害などに対応した住環境の整備を進めています。また、障害者が社会生活を身に

つけられるよう、就労や自立生活の体験などを通して、支援を行なっています。それとともに、相談支援体制の充実を図り、関係機関によるネットワークを構築して情報を共有し、必要な福祉サービスを的確に提供できるような体制づくりに努めています。

「ノーマライゼーション」の進んだ社会は、すべての人にやさしい社会を実現することにつながります。

障害や高齢に対する偏見や理解不足が完全になくなったとは言いきれませんが、これが社会参加や自立を妨げるとすれば、悲しいことです。お互いに一人の人間として尊重し合い、助け合いながらともに生きていける社会を築いていきましょう。

(人権啓発広報編集委員会)

人権標語

(小学4年生の作品)

されてみて はじめてわかる その気持ち



消費生活相談

親がマルチ商法にのめり込み

《相談内容》

遠くに住む母が健康食品やミネラルウォーターを販売するマルチ商法に夢中になっている。やめさせたいが聞く耳を持たない。どうやら商品を購入するために借金をしているようだ。

《アドバイス》

マルチ商法は正式には連鎖販売取引といい、商品やサービスを購入して販売組織に入会した人が、次々に友人や知人を勧誘し、会員を増やしながら商品などを販売するシステムです。

入会時に商品購入などの金銭負担が伴うことや、加入者を増やすことでマージンなどの収入があることが特徴です。

マルチ商法では、特異な成功例を挙げて、誰でも簡単に

高収入が得られるかのように勧誘されます。しかし、加入者の大多数は思うように勧誘できず、多額の借金を抱えてしまうこともあります。また、家族や友人を頼って勧誘することが多いため、人間関係を壊してしまうことになりかねません。

相談者にはマルチ商法のこうした問題点を説明し、根気よく説得するよう助言しました。

マルチ商法のクーリング・オフ期間は、20日以内です。この期間を過ぎても中途解約(退会)はできません。加入後1年未満であれば、一定の条件で返品も可能です。

消費生活相談室

☎0848676410

とき 29日(火)を除く月～金曜日10時～

12時、13時～16時

ところ 市役所本庁(5階)

今月の消費生活巡回相談

11日(金)14時～16時

本郷支所

18日(金)14時～16時

久井支所

25日(金)10時～12時

大和保健福祉センター

問い合わせ先 商工振興課

☎0848676072 FAX 0

84864103